

## 第1号被保険者保険料の算定について

令和6年度から令和8年度に係る第9期介護保険料基準額(月額)については、次の算定方法としている。(基本的な考え方は第8期と同様)

### 第9期介護保険料の算定方法について

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(基準額)の算定方法は、現在の介護サービスの給付実績等の推移から算出した認定率や利用率の動向をもとに、その傾向が今後も続くという前提で推計する。

具体的な手順として、

- ①各年度の被保険者数の推計
- ②各年度の要介護(支援)認定者数の推計
- ③介護サービス受給者数などを基に給付費の推計
- ④地域支援事業費の推計
- ⑤予定保険料収納率等を推計

また、その他考慮するものとして、

### ⑥第1号被保険者の費用負担割合

	第8期	第9期
第1号被保険者	23%	23%
第2号被保険者	27%	27%

- ⑦介護保険法改正、介護報酬の改定、その他保険料段階の多段階化 など  
※厚生労働省は年末までに結論を得るとしています。
- ⑧介護給付費準備基金の取り崩し

以上が保険料推計の算定方法となり、①から⑧を勘案して保険料の基準額を算出し、精査した後、第9期介護保険料を決定する。